

久留米市広報紙編集用 O A 機器 賃貸借仕様書

久留米市総合政策部広報戦略課

令和 6 年 6 月

I 調達	2
1 調達の条件	2
2 調達の範囲	2
3 稼動時期	2
4 請求行為	2
5 その他留意事項	2
II 性能・機能に関する要件	3
1 コンピューター機器	3
1.1 デスクトップ PC (7 台)	3
1.2 本体	3
1.3 外部インターフェース	4
1.4 入力装置	5
1.5 モニタ (6 台)	5
2 ソフトウェア	5
2.1 設定	5
2.2 各種設定	5
3 周辺機器	6
3.1 レーザープリンタ (1 台)	6
3.2 NAS (1 台)	6
3.3 その他の周辺機器等	6
3.4 各種設定	6
III 設置・設定に関する要件	6
1 設置条件	6
1.1 共通項目	6
2 構成資料・操作マニュアル	7
IV 運用・保守に関する要件	7
1 共通項目	7
2 障害対応	7
3 質問対応	8
4 定期保守	8
4.1 作業の実施	8
4.2 作業の内容	8
5 その他	8
5.1 暴力団排除に関する事項	8
5.2 暴力団排除に係る再委託契約に関する事項	8
5.3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項	9
5.4 その他	9

I 調達要件

1 調達の条件

件名 久留米市広報紙編集用OA機器賃貸借

機器明細 「2 調達の範囲」のとおり

納入場所 久留米市役所 9F 総合政策部広報戦略課
(福岡県久留米市城南町15番地3)

納入準備 令和6年10月1日(火)から納入機器を利用して業務運用を行えるようにすること。仮納入日等は市と調整を行うこと。

2 調達の範囲

本書における調達範囲は、以下のとおりとする。各項目に対する必要条件に関しては、Ⅱ章、Ⅲ章、Ⅳ章を参照すること。

(Ⅱ 性能・機能に関する要件)

コンピューター機器 ソフトウェア 周辺機器

(Ⅲ 設置・設定に関する要件)

設置条件 構成資料・操作マニュアル

(Ⅳ運用・保守に関する要件)

障害対応 質問対応 定期保守

3 稼動時期

令和6年10月1日(火)(導入機器・ソフトウェアが正常に作動すること)

※納入後動作テスト及び研修を行い、正常な稼動を確認すること。

4 請求行為

本仕様書記載の機器類は5年間の賃貸借とし、市は落札事業者またはリース事業者と賃貸借契約を締結し、ひと月ごとに賃貸借料を支払うものとする。ただし、翌年度以降において市の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

5 その他留意事項

地方自治体の調達案件である事を考慮し、下記に示す環境関連の法令や認定等に可能な限り配慮すること。

グリーン購入法

グリーン購入ガイドライン
VOC ガイドライン
国際エネルギースタープログラム
省エネ法達成マーク
エコマーク
PC グリーンラベル
J-Moss グリーンマーク
RoHS 指令

- ・業者が当該機器を発注後に欠品が確認された場合は、担当者と業者との協議により、落札価格の範囲内で、欠品機器と同等以上のスペックの後継機種を納品すること。
- ・この仕様書に規定の事項については、この事業の目的を達成する為に、最も有効かつ低廉な方法により行うものとし、事前に担当者と協議すること。
- ・この仕様書以外に、この事業の目的を達成する為、最も有効かつ低廉な方法がある場合は、事前に担当者へ協議し検討を行うものとする。
- ・機器については、故障時の交換部品が納入後5年間確保できるものを選定すること。
- ・賃貸借契約終了後、すべての機器を引き取るものとする。ただし、本市が指定した機器については、この限りではない。機器の引き取りの際は個人情報の流出がないよう業者の責任において処理するものとする。
- ・算定にあたっては、動産総合保険料等の必要経費を見込むこと。

II 性能・機能に関する要件

1 コンピューター機器

1.1 デスクトップ PC

- ・インターネット系接続のもの（5 台）
- ・インターネット系接続のもの（動画編集用）（1 台）
- ・庁内情報系ネットワーク接続用のもの（1 台）

1.2 本体

1.2.1 インターネット系接続のもの（5 台）

- ・本体のメーカーについては、県内に正規代理店があり迅速に補修対応できる体制が確認できるものであること。
- ・本体の形状は、省スペース型デスクトップであること。
- ・CPU は、インテル 第 12 世代 Core i5-12500 以上もしくは第 11 世代 Core i7 11700 以上相当以上の性能を持つこと。他メーカーの相当品でも構わない。
- ・主記憶装置(メモリ)は、16GB 以上であること。

- ・ Windows 10professional 対応の 64bit であること。
- ・ SSD の記憶容量が 512GB 以上であること。
- ・ 光学ドライブは DVD スーパーマルチドライブを内蔵し、DVD-R 書込速度 8 倍速以上 DVD-ROM の読込速度が最大 16 倍速以上、CD-R の書込速度が最大 40 倍速以上、CD-RW 書換速度が最大 10 倍速以上であること。外付けのドライブでも対応可能とする。
- ・ 無線 LAN : IEEE802. 11ac に準拠していること (USB 外付け可)
- ・ 後述するソフトウェアが、適正に動かせること。

1. 2. 2 インターネット系接続のもの (1 台)

- ・ 本体のメーカーについては、県内に正規代理店があり迅速に補修対応できる体制が確認できるものであること。
- ・ 本体の形状は、省スペース型デスクトップであること。
- ・ CPU は、インテル 第 12 世代 Core i5-12500 以上もしくは第 11 世代 Core i7 11700 以上相当以上の性能を持つこと。他メーカーの相当品でも構わない。
- ・ 主記憶装置(メモリ)は、16GB 以上であること。
- ・ Windows 10professional 対応の 64bit であること。
- ・ SSD の記憶容量が 512GB 以上であること。
- ・ 4GB 以上の GPU が搭載されていること
- ・ 光学ドライブは DVD スーパーマルチドライブを内蔵し、DVD-R 書込速度 8 倍速以上 DVD-ROM の読込速度が最大 16 倍速以上、CD-R の書込速度が最大 40 倍速以上、CD-RW 書換速度が最大 10 倍速以上であること。外付けのドライブでも対応可能とする。
- ・ 無線 LAN : IEEE802. 11ac に準拠していること (USB 外付け可)
- ・ 後述するソフトウェアが、適正に動かせること。

1. 2. 3 情報系接続のもの (1 台)

- ・ 本体のメーカーについては、県内に正規代理店があり迅速に補修対応できる体制が確認できるものであること。
- ・ 本体の形状は、省スペース型デスクトップであること。
- ・ CPU は、インテル 第 11 世代 Core i5 プロセッサ相当以上の性能を持つこと。他メーカーの相当品でも構わない。
- ・ 主記憶装置(メモリ)は、8GB 以上であること。
- ・ Windows 10professional 対応の 64bit であること。
- ・ SSD の記憶容量が 256GB 以上であること。
- ・ 無線 LAN : IEEE802. 11ac に準拠していること (USB 外付け可)
- ・ 後述するソフトウェアが、適正に動かせること。

1.3 外部インターフェース

- ・本体前面に USB3.0 対応ポートを 2 ポート以上持つこと。
- ・100BASE-TX 及び 1000BASE-T を内蔵していること。
- ・ヘッドフォン端子が 1 つ空きがあること。

1.4 入力装置

- ・日本語 JIS106 以上の機能を持つキーボードを備えていること。
- ・2 ボタン以上の光学式ホイールマウスを備えていること。

1.5 モニタ（6 台）

- ・サイズは 23 インチから 24.1 インチ以内であること。
- ・カラーTFT液晶で解像度が1920×1080 以上、最大色1677万色以上であること。
- ・上記PC本体と接続可能なインターフェースであること（ケーブルを含む）。
- ・DVI-D（HDCP対応）の入力ができること。

2 ソフトウェア

2.1 設定

- ・以下のソフトをインストールし、使用に必要な設定を行うこと。
 - ・Microsoft Windows 10 Professional 日本語版
 - ・Microsoft Edge
 - ・ZIP、LZH 形式の圧縮ファイルの解凍、圧縮が可能なソフトウェア（フリーウェアで準備すること）
 - ・Adobe Creative Cloud コンプリートプラン（5 年間）
 - ・J-Government JL-Standard ATOK Pro4 for windows（5 年間）
 - ・フォントはモリサワフォントとする。
 - ・共同通信社 記者ハンドブック辞書 第14 版 for ATOK を導入すること。
 - ・マイクロソフト Office2019 Standard 官公庁向けライセンスを導入すること。
 - ・OS、ソフトの構築時点での最新のサービスパック、修正プログラムを適用すること。

2.2 各種設定

- ・ネットワークに接続する為の適切な IP アドレスを設定するため、納入決定後、速やかに電算システム管理者と協議し、設定すること。
- ・インターネットが使用可能なこと。（電算システム管理者と協議する事。）
- ・インターネット環境でのメールアカウント設定を行うこと。
- ・Adobe Creative Cloud のアカウント情報を引き継ぐこと。

3 周辺機器

3.1 レーザープリンタ（1台）

- ・モノクロ・カラー兼用のレーザー方式であること。
- ・印刷解像度は1200dpi × 2400dpi 以上であること。
- ・A4、A3 の用紙印刷が可能であること。
- ・印刷スピードはモノクロ・カラー共に印刷(A4, 両面, 同一原稿)の場合、40 枚/秒以上であること。
- ・カセット2段以上、手差しトレイ1段以上を備えること。
- ・カセット500枚以上、手差し100枚以上の給紙が可能なこと。
- ・100BASE-TX 以上の Ethernet 通信インターフェースを持つこと。
- ・メモリは512MB 以上とすること。
- ・PostScript 仕様とすること。
- ・Microsoft Windows 10 に対応したプリンタドライバを備えていること。

3.2 NAS(1台)

- ・ファイル共有用ハードディスク
- ・アクセス権の設定が可能なR A I D5 対応であり、10/100/1000BASE 対応かつユーザー容量が12TB 以上のNAS を1台備えること。
- ・USB3.0 に対応していること。
- ・出力コンセントが2口以上の無停電電源装置を備えること

3.3 その他の周辺機器等

- ・NAS のデータバックアップ用として、別のハードディスクを備えること。
- ・インターネット接続系のパソコンと庁内情報系ネットワークを一つのパソコンで切り替えるためのコンソールスイッチを1台備えること。

3.4 各種設定

- ・必要に応じて、ハードディスクの領域設定の調整を行うこと。
- ・ネットワークに接続する為、電算システム管理者と打ち合わせの上、適切な IP アドレスを設定すること。

Ⅲ 設置・設定に関する要件

1 設置条件

1.1 共通項目

- ・担当者及び電算システム担当者と導入日程の調整を行い、工程表を提出すると共に、機器類搬入の際は事前に担当者等に連絡すること。
- ・執務室内で作業を行う際は、作業従事者の証として名札を着用すること。
- ・担当者が指定する場所に搬入・運搬し、設置すること。

- ・導入作業に際しては事務の妨げにならないよう配慮すること。
- ・安全には十分留意し、特に来客者等、第三者への安全を確保すること。
- ・施工にあたっては美観を損なわない設置工事に努めること。
- ・人の移動の妨げにならないよう配線の敷設方法を工夫すること。
- ・露出配線を行う場合は、適切な保護を行うこと。
- ・作業中に仮撤去・移設したものは、作業後に現状どおり復旧すること。また、作業中に破損・障害等が発生した場合は、施工者の責任で直ちに復旧すること。
- ・梱包材は業者の責任で持ち帰り、廃棄すること。
- ・担当者の指示に従い、既存機器から導入機器（NAS）へのデータ移行を行い、動作確認を行うこと。

2 構成資料・操作マニュアル

- ・本調達に含まれる機器及びソフトの構築資料と操作マニュアルを、紙及び電子媒体で提出すること。
- ・IP アドレス等設定一覧表
- ・その他、指示する書類

IV 運用・保守に関する要件

1 共通項目

- ・見積には5年間の保守料を含むものとする。
- ・作業範囲は、本調達に含まれる機器、ソフトウェアすべてとする。
- ・期間は令和6年10月1日から令和11年9月30日までとする。（5年間予定）
- ・対応日時は月曜日から金曜日の8:30から17:15までとする。対応日時の変更を行う場合は、事前に業者と担当者と協議を行うこと。
- ・運用・保守関連の連絡体制(電話及び電子メール)及び作業担当者の氏名を提示し、対応窓口を一本化すること。

2 障害対応

- ・障害が発生した場合、概ね1時間以内に一次対応が可能な体制を有し、軽微な障害については、24時間以内に復旧すること。
- ・一次対応として障害箇所の切り分けと特定を行い、正常な状態への復旧を行うこと。他の業者の対応が必要な場合は、代行コールを行うこと。
- ・保守はオンサイト保守を原則とする。ただし、予備機器等を予め準備しておくことによりその機能を代替し、利用に支障を生じさせない場合は引き取り保守でも構わないものとする。この場合にも、その梱包費・送料・運賃の負担及び梱包作業は、これを全て業者が行うこと。

3 質問対応

- ・機器及びシステムの基本的な機能や使用方法に対する質問に回答すること。
- ・概ね2営業日以内に一次回答が可能とするよう努めること。

4 定期保守

4.1 作業の実施

- ・年4回以上、担当技術者を設置個所に派遣し定期保守作業を行うこと。
- ・作業日程や詳細な内容については、事前に担当者と協議すること。

4.2 作業の内容

- ・システムログを確認し、ハードウェア故障等の問題が発生していれば予防交換等の適切な処置を行うこと。
- ・ハードディスクの状態を確認し、容量超過などの問題が発生していれば適切な処置を行うこと。
- ・ソフトウェア等の修正ファイルが出された場合、必要であればこれを適用すること。

5 その他

5.1 暴力団排除に関する事項

当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

5.2 暴力団排除に係る再委託契約に関する事項

受託者は、当該業務の再委託契約に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・再委託契約（二次以降の再委託契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および再委託契約の解除を求める場合もあること。
- ・再委託契約を締結するときは、受注者は、再委託契約業者から「誓約書（再委託用）」を提出させ、その写しを委託者へ提出すること。

5.3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事項

受託者は当該業務の履行にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・障害者差別解消法に基づき、市および事業者に対し禁止が義務づけられている、障害者への「不当な差別的取扱い」を行わないこと。
- ・その提供が法的義務とされた市の取り扱いに準じて、障害者への「合理的配慮の提供」について遺漏なきよう努めること。
- ・受託者は業務の遂行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、委託者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

5.4 その他

- ・使用に定めのない事項については、必要に応じて、広報戦略課と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- ・業務上知りえた個人情報や内部情報は、いっさい外部に漏らさないこと。

以上